

あきる野市 障害福祉計画

(平成21年度～平成23年度)

平成21年3月

あきる野市

はじめに

障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指した障害者自立支援法が、平成18年4月に施行されました。

本市では、国の基本指針に基づき、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の数値目標とサービス見込量、また、その確保のための方策などを定めた「第1期あきる野市障害福祉計画（平成18年度～平成20年度）」を、平成19年3月に策定いたしました。

このたび、第1期計画の期間が終了することから、第1期計画の進捗状況等の分析や課題の整理、更には課題を踏まえた取組などを念頭に置き、新たに数値目標とサービス見込量等を定め、第2期となる「あきる野市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）」を策定いたしました。

第2期計画におきましても、平成17年3月に策定された「あきる野市地域保健福祉計画」の基本理念である『障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域でいきいきと暮らせるために』を継承し、本市の障がい者福祉施策に取り組んでまいります。

今後、国や東京都、そして、福祉、保健、教育、労働等の関係機関、障がい者団体等と連携し、本計画の着実な推進を図ってまいりますので、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、第2期計画の策定に当たり、多大なご尽力をいただきました「あきる野市地域自立支援協議会」に参画された皆様を始め、計画策定にご協力をいただきました市民及び関係機関各位に心から感謝申し上げます。

平成21年3月

あきる野市長 臼井 孝

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の基本的な考え方	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と期間	2
(1) 計画の性格	2
(2) 計画の対象者の範囲	3
(3) 計画の期間	3
3 計画の策定体制	3
4 障害者自立支援法のポイント	4
5 計画の基本理念	6
(1) 基本理念	6
(2) 基本的な視点	6
第2章 障がい者（児）の現状	7
1 障がい者数の推移	7
2 身体障害者の状況	8
3 知的障害者の状況	9
4 精神障害者の状況	10
5 サービスの利用状況	11
(1) 支援費制度等における居宅サービス	11
(2) 支援費制度等における施設サービス	12
6 雇用の状況	15
(1) ハローワーク青梅管内における雇用の状況	15
(2) 都立あきる野学園高等部卒業生の状況	16
第3章 事業計画	17
1 平成23年度における目標値	17
(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行	17
(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行	18
(3) 福祉施設から一般就労への移行	19
2 指定障害福祉サービスの見込量	20
(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）	20
(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）	22

(3) 住まいの確保（居住系サービス）	27
(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）	29
3 地域生活支援事業	30
(1) 相談支援	30
(2) 日常的な活動への支援	32
(3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）	36
(4) その他の事業（任意事業）	37
4 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）	39
(1) 適正な障害程度区分認定及び支給決定の実施	39
(2) 専門的な人材及び障害福祉従事者の育成と確保	39
(3) 確実な情報提供	39
(4) 施設整備の方針	39
(5) サービスを利用しやすい環境づくり	39

第4章 計画の推進 40

1 計画の推進のために	40
(1) 障がい者のニーズ把握・反映	40
(2) 地域社会の理解促進	40
2 推進体制の整備	40
(1) 庁内の推進体制の整備	40
(2) 地域ネットワークの強化	40
(3) 計画の点検・管理体制	41

資料編 42

あきる野市地域自立支援協議会	42
1 あきる野市地域自立支援協議会の設立までの経緯	42
2 あきる野市地域自立支援協議会設置要綱及びあきる野市地域自立支援協議会運営要領	43
(1) あきる野市地域自立支援協議会設置要綱	43
(2) あきる野市地域自立支援協議会運営要領	44
3 あきる野市地域自立支援協議会の構成	45
4 あきる野市地域自立支援協議会の活動状況	49
5 あきる野市地域自立支援協議会の各専門部会・プロジェクトチームからの意見・要望	56
(1) 当事者部会・親の会家族会部会からの意見・要望	56
(2) 訪問系・日中活動入所系・居住系部会からの意見・要望	59
(3) 就労支援・発達障害者支援プロジェクトチームからの意見・要望	63
(4) 今後の方向性	65

第1章 計画の概要

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

我が国では、障がいのある人の完全参加と平等を実現するために「障害者対策に関する長期計画」が策定され、障がい者施策が総合的に展開されてきました。

中でも平成5年には障害者基本法が成立し、障がい者の自立と社会参加を更に推進するために、国の障がい者施策に関する計画（障害者基本計画）の策定が義務づけられ、これを受けて、事業実施のための障がい者に関する新長期計画及び重点施策実施計画が策定されました。

平成15年4月に身体障害者、知的障害者及び障害児に対する支援費制度が導入されたことにより、障害福祉サービスのあり方は、従来の、行政が利用するサービスを決める措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する制度へと大きく転換しました。この結果、サービス利用者数が大きく増加する一方で、サービス提供体制に地域格差が生じていること、精神障害者に対するサービスが支援費制度の対象となっていないこと、利用者の急増に伴い財政問題が深刻化していること、地域生活移行や就労支援への対応が不十分なことなどの問題が表面化し、障がいのある人が地域で普通に暮らすための基盤整備が大きな課題となってきました。

こうした課題を解消するため、平成17年10月に障害者自立支援法が制定され、平成18年4月から施行されています。

障害者自立支援法では、精神障害を含め、障がいのあるすべての人に共通の制度の下で一元的にサービスを提供できるよう、障がい者施策の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化など、施設・事業の再編が行われています。また、サービスを利用した人がその利用量に応じて一定の負担を担うとともに、国と地方自治体が費用負担を行うことを明確にし、利用者の増加に対応しうる持続可能な福祉サービスのシステムの構築を目指しています。さらに、障がいのあるすべての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村に障害福祉計画の作成が義務付けられています。

(2) 計画策定の趣旨

障害者自立支援法の施行を受け、市では、平成19年3月に第1期となる「あきる野市障害福祉計画（平成18年度～平成20年度）」を策定し、障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の種類と量の確保に関する計画を定め、各種事業の円滑な提供を推進してきました。現在、国においては、特別対策事業や緊急措置を実施し、また、障害者自立支援法の見直しの検討も進められております。こうした状況と、第1期計画の期間が平成20年度をもって終了することに伴い、これまでの障害福祉サービス等の目標値の進捗状況等と利用実績を分析し、また、課題等を整理し、第1期計画の見直しを行い、第2期となる「あきる野市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）」を策定するものです。

2 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

この計画は、障害者自立支援法第88条において策定が義務づけられている市町村障害福祉計画であり、国の基本指針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が、計画的に図られることを目的としています。

また、市の障害福祉サービスに係わる計画として、地域性を踏まえるとともに、総合計画、地域保健福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画などの、市の障がい者福祉に関わる他の計画との調和を保ちながら策定しています。

■ 「障害福祉計画」の位置づけ ■

あきる野市総合計画 ヒューマン・グリーン あきる野

基本構想：平成13年度～平成32年度

前期基本計画：平成13年度～平成22年度

あきる野市地域保健福祉計画

- 計画期間：平成17年度から平成21年度まで（5年間）
- 基本理念：「笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして」

地域福祉に関する施策についての計画

※社会福祉法に定める「市町村地域福祉計画」

児童に対する施策についての計画

「あきる野市次世代育成支援行動計画」

高齢者に対する施策についての計画

「あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

保健に関する施策についての計画

「めざせ健康あきる野21計画」

障害者に対する施策についての計画

- 障害者基本法（第9条の3）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画

障害福祉計画

- 障害者自立支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする

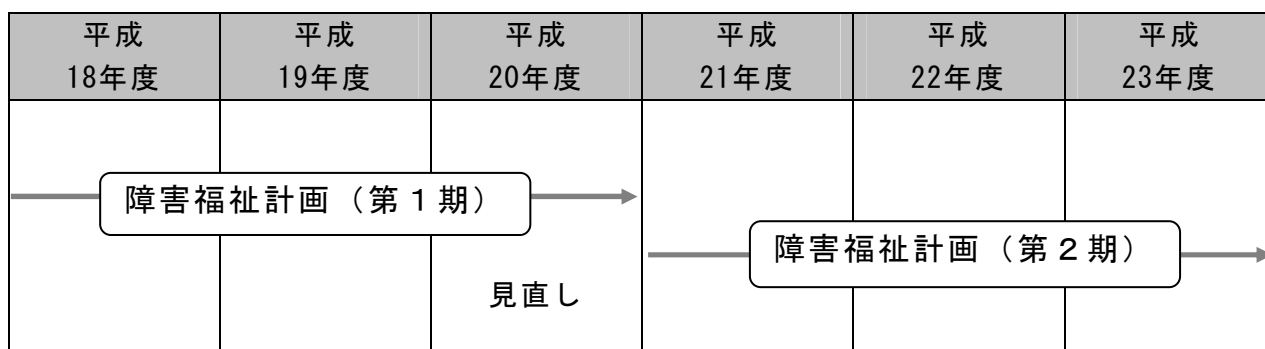
(2) 計画の対象者の範囲

この計画における「障がい者」とは、障害者自立支援法における障害福祉サービスの対象となる身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法に規定する知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（知的障害者を除く）のうち18歳以上である者をいいます。また、「障がい児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいいます。

(3) 計画の期間

この計画は、平成23年度までの期間を視野に入れつつ、平成18年度から20年度までの3年を第1期とし、平成20年度に第1期計画の見直しを行い、平成21年度から23年度までの3年を第2期とします。

■ 計画の期間 ■



3 計画の策定体制

第1期計画については、サービスを利用する当事者である障がいのある人に対するアンケート調査を実施するとともに、医療関係の代表者、福祉施設の代表者、福祉関係団体の代表者、関係行政機関の職員、市職員などで構成される「あきる野市障害福祉計画策定委員会」による審議を経て策定しました。

また、第2期計画については、平成20年度に設置された「あきる野市地域自立支援協議会」における訪問系サービス部会、日中活動・入所系サービス部会、居住系サービス部会、障害児者の親の会・家族会部会、当事者団体部会などの専門部会を中心に見直しを行い、策定しました。

4 障害者自立支援法のポイント

支援費制度の理念である「自己選択と自己決定権」、「利用者本位」を継承しつつ、障害福祉サービスの一元化（施策・事業体系の再編）、利用者負担の見直し、就労移行支援事業や地域生活支援事業の創設など、障害福祉サービスに係る新たな体系を構築することにより、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものにすることを目的としています。

■ 障害者自立支援法のポイント ■

障害者施策を3障害一元化

法施行前

- ・ 3 障害（身体、知的、精神）ばらばらの制度体系（精神障害者は支援費制度の対象外）
- ・ 実施主体は都道府県、市町村に二分化



- 3 障害の制度格差を解消し、精神障害者も対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

法施行前

- ・ 利用種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・ 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とがかい離



- 体系を再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

法施行前

- ・ 特別支援学校卒業生の 55% は福祉施設に入所
- ・ 就労を理由とする施設退所者はわずか 1%



- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

法施行前

- ・ 全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観的基準）がない
- ・ 支給決定のプロセスが不透明



- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

法施行前

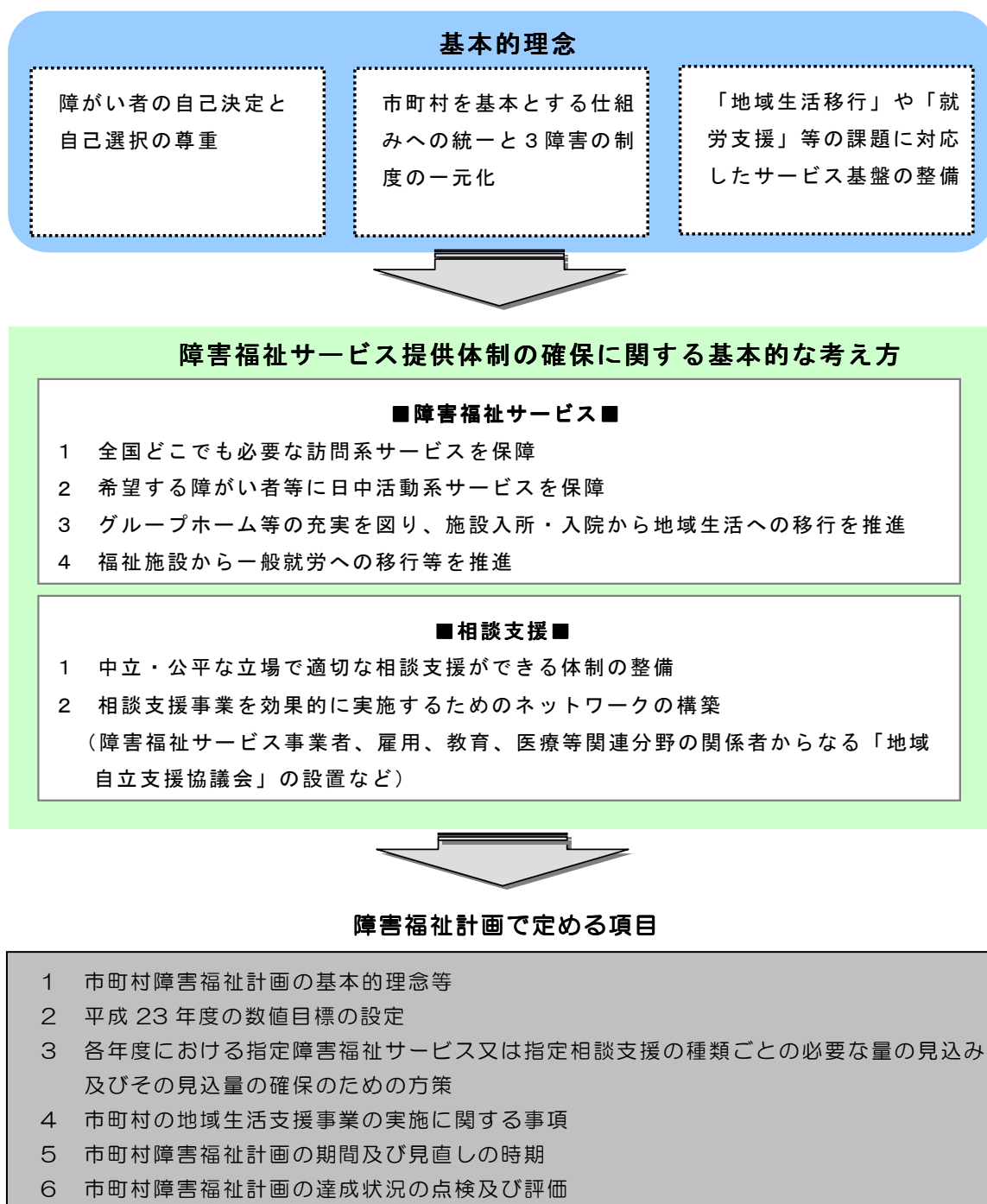
- ・ 新規利用者は急増する見込み
- ・ 不確実な国の費用負担の仕組み



- 国の費用負担の責任を強化（費用の 1/2 を負担）
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

【「障害福祉計画」に関する国の基本指針の内容】

障害者自立支援法の趣旨及び国の「基本指針」に示された基本理念、サービス基盤整備に関わる基本的な考え方の概略は次のとおりです。



※国の基本指針[平成18年6月26日資料]に基づく

5 計画の基本理念

(1) 基本理念

障害者自立支援法の趣旨及び国の「基本指針」に示された基本理念を踏まえ、「あきる野市地域保健福祉計画」における『障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域でいきいきと暮らせるために』という方向性を継承し、障害福祉サービスを推進します。

【基本理念】

～障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域でいきいきと暮らせるために～

(2) 基本的な視点

基本的視点1 訪問系サービスの充実

障がいのある人に対して、共通の制度のもとで、一元的に訪問系サービスを提供できる体制を構築することが求められています。障がいの状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な支援が受けられるよう、訪問により提供されるサービスの充実に努めます。

基本的視点2 日中系サービスの充実

地域で自立や就労のための訓練を受けたり、職場において定着への支援を受けたり、あるいは必要な介助を受けながら社会とのつながりを持ち、様々な活動のできる場を拡充することが求められています。障がいの状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な支援が受けられるよう、日中活動に関するサービスの充実に努めます。

基本的視点3 地域生活移行の促進

障がいのある人本人やその家族が高齢期になっても、住みなれた地域でいつまでも暮らしていけるという安心感が求められています。いわゆる社会的入院などを解消し、地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療とも連携した自立訓練事業等を進め、地域生活移行の促進に努めます。

基本的視点4 地域生活支援事業の充実

障がいのある人が、地域の中で、様々な情報の提供や相談・支援を受けながら、積極的に外出し、地域の人々と交流し、いきいきと生活できる社会が求められています。障害者自立支援法における地域生活支援事業を実施し、地域における相談・支援や、移動・コミュニケーション支援等の充実に努めるとともに、各種の障害福祉サービスを適切かつ効果的に提供できるよう、地域の連携体制の充実に努めます。

第2章 障がい者（児）の現状

1 障がい者数の推移

障がい者数の推移をみると、各障がいとも年々増加傾向にあります。ただし、総人口に占める割合は、身体障害者が2.4～2.8%、知的障害者が0.4～0.6%、精神障害者が0.1～0.3%と微増又はほぼ横ばいとなっています。

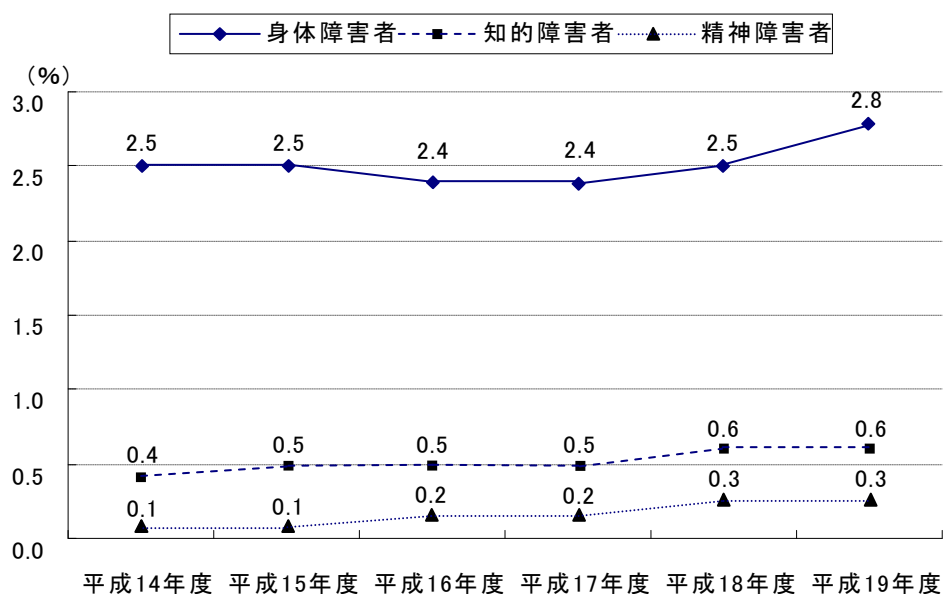
■ 市の障がい者数 ■

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
総人口	79,981人	80,279人	80,490人	80,815人	80,846人	81,475人
身体障害者	1,977人	1,983人	1,925人	1,979人	2,020人	2,245人
知的障害者	345人	372人	389人	417人	445人	477人
精神障害者	83人	118人	172人	197人	216人	258人

※障がい者数は、手帳所持者数

資料：東京都「住民基本台帳による世帯と人口」（各年3月31日現在）
及び障がい者支援課（各年3月31日現在）

■ 総人口に占める障がい者の割合の推移 ■

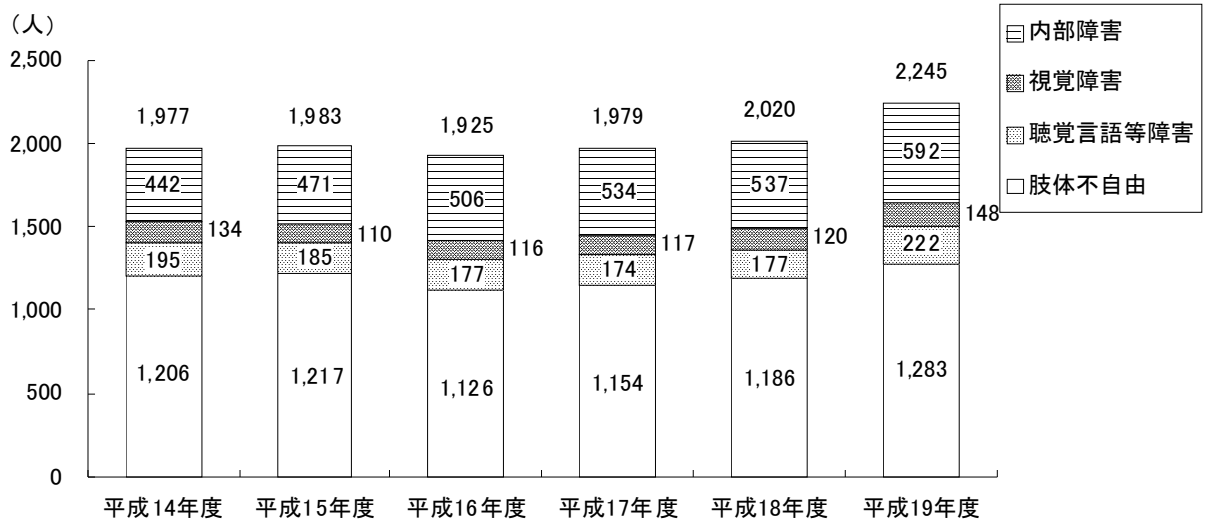


2 身体障害者の状況

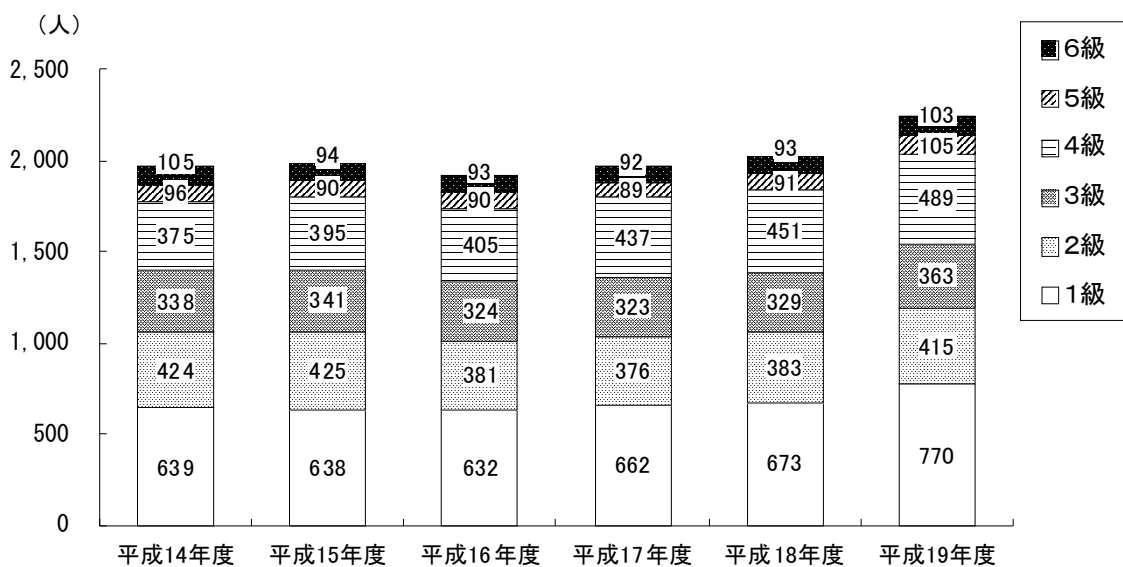
平成20年3月31日現在における身体障害の種類別の状況は、肢体不自由が1,283人（全体の57.1%）と最も多く、次いで内部障害592人（同26.3%）、聴覚言語等障害222人（同9.9%）、視覚障害148人（同6.6%）の順となっています。

平成14年度の状況と比較して目立つのは、障害種類別では内部障害が比較的増加していることと、障害程度別では1級と4級の占める割合が増加していることです。

■ 身体障害者手帳所持者数（障害種類別） ■



■ 身体障害者手帳所持者数（障害程度別） ■

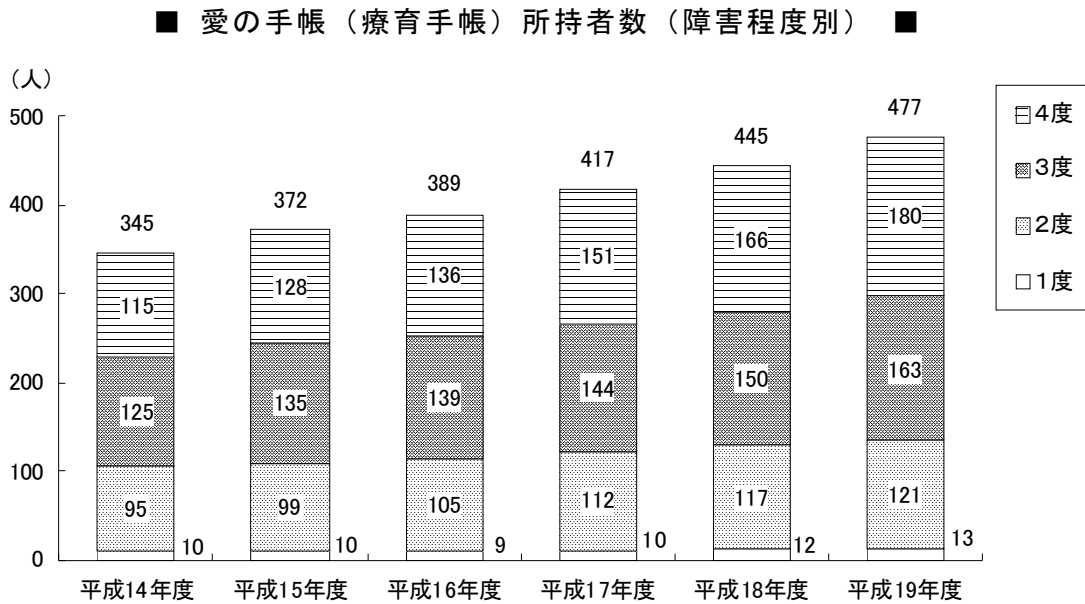


資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

3 知的障害者の状況

平成20年3月31日現在における知的障害の程度別の状況は、4度（軽度）が180人（全体の37.7%）、3度（中度）が163人（同34.1%）、2度（重度）が121人（同25.4%）、1度（最重度）が13人（同2.7%）となっています。

平成14年度の状況と比較すると、4度の増加の割合が顕著となっています。



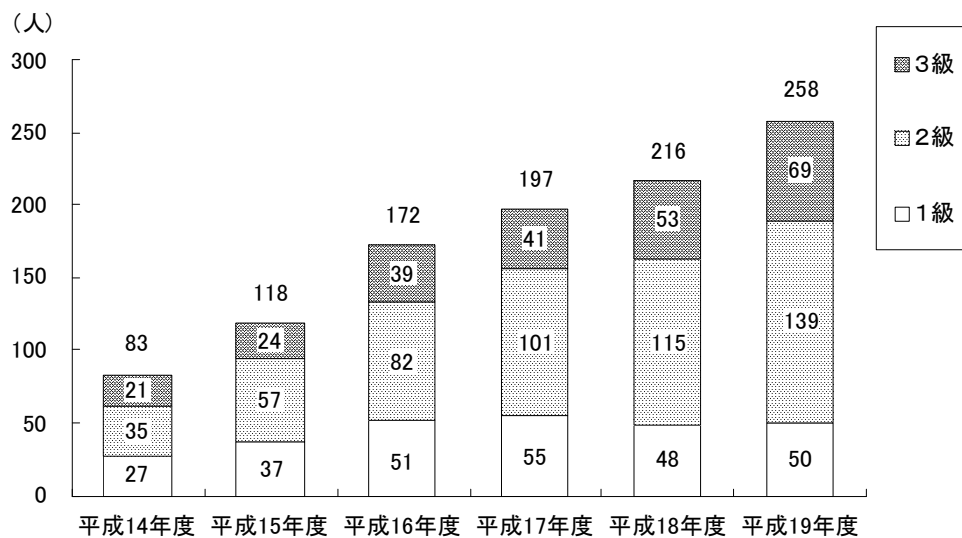
資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

4 精神障害者の状況

平成20年3月31日現在における精神障害の程度別の状況は、1級が50人（全体の19.4%）、2級が139人（同53.9%）、3級が69人（同26.7%）となっています。また、年々増加傾向がみられ、特に、程度別では2級の増加の割合が顕著となっています。

なお、精神障害に関する自立支援医療費制度（精神通院医療）の対象者数も、年々増加しており、平成19年度では750人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害程度別） ■



■ 自立支援医療費制度（精神通院医療）対象者 ■

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合計	583人	599人	683人	721人	751人	750人

通院医療費公費負担制度が平成18年度から自立支医療費制度（精神通院医療）に移行しています。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

※自立支援医療費制度（精神通院医療）・・・精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が病院、薬局等において通院による精神障害の医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の90%を医療保険と公費で負担する制度

5 サービスの利用状況

(1) 支援費制度等における居宅サービス

各種居宅サービスの利用実績は、以下のようになっています。

利用者数では大きな伸びを示しているものはありませんが、利用量では増加しているサービスもみられます。

◆身体障害者◆

	平成15年		平成16年		平成17年		単位
	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 時間数	
居宅介護等事業 (ホームヘルプ)	35	1,503.0	57	2,520.5	61	2,609.0	時間/月
内 身体介護	6	113.5	14	307.5	14	426.0	時間/月
内 家事援助	12	299.5	22	628.0	20	459.5	時間/月
内 移動介護	10	150.0	12	212.5	18	312.5	時間/月
内 日常生活支援	7	940.0	9	1,372.5	9	1,411.0	日数/月
短期入所事業 (ショートステイ)	0	0.0	3	41.0	2	14.0	日数/月

◆知的障害者◆

	平成15年		平成16年		平成17年		単位
	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 時間数	
居宅介護等事業 (ホームヘルプ)	14	202.0	16	279.5	27	412.0	時間/月
内 身体介護	2	10.0	2	25.0	1	15.0	時間/月
内 家事援助	3	67.0	3	71.5	3	24.0	時間/月
内 移動介護	9	125.0	11	183.0	25	373.0	時間/月
短期入所事業 (ショートステイ)	11	62.0	15	99.0	15	104.0	日数/月

◆精神障害者◆

	平成15年		平成16年		平成17年		単位
	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 時間数	
居宅介護等事業 (ホームヘルプ)	—	—	—	—	—	—	時間/月
短期入所事業 (ショートステイ)	—	—	—	—	—	—	日数/月

◆障害児◆

	平成15年		平成16年		平成17年		単位
	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 時間数	
居宅介護等事業 (ホームヘルプ)	28	343.0	38	627.5	41	733.0	時間/月
内 身体介護	0	0.0	2	16.0	2	19.0	時間/月
内 家事援助	0	0.0	0	0.0	1	3.5	時間/月
内 移動介護	28	343.0	36	611.5	38	710.5	時間/月
短期入所事業 (ショートステイ)	2	14.0	4	19.0	13	64.0	日数/月
デイサービス事業	—	—	—	—	—	—	日数/月

資料：障がい者支援課（各年10月値）

(2) 支援費制度等における施設サービス

①日中活動系

平成19年度実績では、身体障害者37人、知的障害者57人、精神障害者26人（10月現在）が各種施設を利用しています。したがって、合計120人が日中活動の施設サービスを利用しています。

◆身体障害者◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	平成18年実績 (人)	平成19年実績 (人)
身体障害者更生施設	2	2	2	1
身体障害者療護施設	4	4	4	1
身体障害者授産施設	14	14	15	15
身体障害者通所授産施設	15	15	15	17
身体障害者福祉工場	0	0	0	0
身体障害者小規模通所授産施設	0	0	0	0
身体障害者小計	35	35	36	37

◆知的障害者◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	平成18年実績 (人)	平成19年実績 (人)
知的障害者更生施設（入所）	45	47	56	34
知的障害者更生施設（通所）	0	0	0	0
知的障害者授産施設（入所）	0	0	0	0
知的障害者授産施設（通所）	25	28	21	23
知的障害者福祉工場	0	0	0	0
知的障害者小規模通所授産施設	0	0	0	0
知的障害者小計	70	75	77	57

◆精神障害者◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	平成18年実績 (人)	平成19年実績 (人)
精神障害者生活訓練施設	0	0	0	0
精神障害者入所授産施設	0	0	0	0
精神障害者通所授産施設	0	0	0	0
精神障害者福祉工場	0	0	0	0
精神障害者小規模通所授産施設	19	19	24	26
精神障害者小計	19	19	24	26

※登録者数（各年10月現在）

◆デイサービス◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)
身体障害者デイサービス	0	0
知的障害者デイサービス	3.8	6.1

※1日当たりの平均利用者数（各年10月現在）

◆地域生活支援センター◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)
精神障害者地域生活支援センター	48	54

※登録者数

◆小規模作業所◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	平成18年実績 (人)	平成19年実績 (人)
小規模作業所	23	24	25	24

※市民の利用者数

資料：障がい者支援課

②居住系

平成19年度実績では、身体障害者38人、知的障害者34人が各種施設を利用しています。
また、平成17年度実績では、グループホームを計25人が利用しています。

◆身体障害者◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	平成18年実績 (人)	平成19年実績 (人)
身体障害者更生施設	2	2	1	1
身体障害者療護施設	4	4	3	3
身体障害者授産施設	14	14	33	34
身体障害者小計	20	20	37	38

◆知的障害者◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	平成18年実績 (人)	平成19年実績 (人)
知的障害者更生施設（入所）	45	47	56	34
知的障害者授産施設（入所）	0	0	0	0
知的障害者小計	45	47	56	34

◆精神障害者◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	平成18年実績 (人)	平成19年実績 (人)
精神障害者生活訓練施設	0	0	0	0
精神障害者入所授産施設	0	0	0	0
精神障害者小計	0	0	0	0

◆GH等◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)
知的障害者通勤寮	1	0
知的障害者グループホーム	16	20
精神障害者グループホーム	5	5
GH等居住系サービス合計	22	25

資料：障がい者支援課

6 雇用の状況

(1) ハローワーク青梅管内における雇用の状況

雇用の状況については、ハローワーク青梅（所管：青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡）の数値としてみることとなりますが、所管内の障がい者雇用状況は、全国、都に比べ、雇用率が高い状況にあります。

ただし、障がい者雇用数は年々増加しているものの、法定雇用率（1.8）を下回る1.46となっています。

■ 障がい者実雇用率（ハローワーク青梅） ■

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
全国	1.46	1.49	1.52	1.55
東京都	1.35	1.40	1.44	1.46
青梅所管	1.53	1.49	1.50	1.46

■ 雇用状況の推移（ハローワーク青梅） ■

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
身体(重度)	118	98	96	102
(軽度)	158	133	123	132
知的(重度)	9	9	7	7
(軽度)	35	35	45	36
身重短時	3	3	2	2
知重短時	1	1	1	1
精神	—	—	3	12
精神短時	—	—	3	4
計	451	386	381.5	403

資料：ハローワーク青梅（各年6月1日現在）

(2) 都立あきる野学園高等部卒業生の状況

都立あきる野学園高等部からは、職場体験などを経て毎年各方面への進路が決まっています。

次の表は、都立あきる野学園高等部卒業生全体における、平成16年度から平成19年度までの状況です。全員があきる野市民ではありませんが、平成19年度には「一般企業」へ10人が就職し、「作業所等」へ22人が進んでいます。

少子化の中、特別支援学校に通う生徒は年々増加しています。平成20年度卒業予定者数は28名、平成21年度卒業予定者数は36名、平成22年度卒業予定者数は44名です。

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
一般企業	6人	12人	10人	10人
作業所等	9人	13人	17人	22人
進学	2人	1人	2人	0人
在宅	1人	0人	0人	1人
その他	0人	1人	0人	0人
卒業生総数	18人	27人	29人	33人

資料：都立あきる野学園

第3章 事業計画

1 平成23年度における目標値

地域生活移行や就労支援といった新たな課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成23年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

■ 【参考】国の基本指針 ■

- ・現時点の入所施設の入所者数の1割以上が地域生活へ移行する。
- ・平成23年度末時点の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減する。

【目標値】

項目	人数	備考
施設入所者数（A）	67人	平成17年10月実績
【目標値】地域生活移行数（B）	6人	（A）のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
地域生活移行率	9%	（B / A）
新たな施設入所支援利用者（C）	0人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成23年度末の入所者数（D）	61人	平成23年度末の利用人員見込み （A - B + C）
平成23年度末の施設入所支援利用者数	32人	施設入所支援利用者見込み
【目標値】入所者削減見込み（E）	6人	差引減少見込数（A - D）
削減率	9%	（E / A）

※「平成17年10月の入所者数（A）」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している者の合計数

【目標の達成に向けて】

- 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）などの生活基盤整備については、周辺市町と連携し、必要な量の確保に努めます。
- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、居宅介護（ホームヘルプサービス）や短期入所（ショートステイ）、日中活動の場、身近な相談先などが必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスを併せて充実していきます。
- また、地域での共同生活援助（グループホーム）等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成23年度末までに、受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（「退院可能精神障害者」）が退院することを目指します。そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込みつつ、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標を設定します。

■ 【参考】 国の基本指針 ■

- ・平成14年における退院可能精神障害者数のうち、市町村及び都道府県が定める数を設定する。

【目標値】

項目	人数	備考
退院可能な精神障害者数	33人	平成14年患者調査に基づく退院可能精神障害者数から、各市町村の数値として都が算出した値
【目標値】 減少数	17人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

【目標の達成に向けて】

- 精神保健福祉の分野では地域の受け皿がまだまだ不足しており、特に日中活動の場となる通所施設について、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用方法などを検討し、受け皿づくりを支援していきます。
- 日中活動の場以外にも、身近な相談先や専門的な相談支援、地域活動のメニューなどについても充実する必要があります。「あきる野市地域自立支援協議会」での検討を中心に、各種関連機関や団体、ボランティアと連携し、地域における様々なサポート体制づくりに取り組みます。
- また、地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。精神障害に対する住民の理解を深めるため、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

■ 【参考】国の基本指針 ■

- ・現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- ・平成23年度までに平成17年度の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。

【目標値】

項目	人数	備考
現在の年間一般就労者数（実績）	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	4人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の人数

【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、周辺市町と連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容の開拓を行い、就労先の拡大に率先して取り組みます。
- 「あきる野市地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業者での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、市内の就労支援策の充実に努めます。
- また、一般就労への移行を進めるためには、本人や受入れ側の努力だけでなく、それに関わる全ての人の見守りや支えが大切であり、地域住民の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。

2 指定障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

①居宅介護【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス実績（月間）】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	2,343時間	2,484時間	2,631時間

（平成20年度は見込み）

* 数値は居宅介護全体。数値は一月あたり

【サービス見込量（月間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	87人 2,847時間	93人 3,091時間	96人 3,135時間

利用者数は実利用見込者数

* 数値は居宅介護全体。数値は一月あたり

【見込量の説明】

- ・平成18年度から平成20年度までの実績を基にすると、利用者数は増加していますが、一人当たりの利用時間数は減少しています。これは、サービス提供事業者が不足している状況が背景にあると思われます。したがって、第2期計画では、利用者数を微増とし、一人当たりの利用時間数を現状維持としました。このため、第1期計画より時間数が減少しました。

【見込量確保に向けての方策】

- ・ニーズに対応するため、サービスが適切に提供されるよう、事業者に対し、ヘルパーの確保・養成を促します。
- ・サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。
- ・障害者自立支援法の指定を受けていない介護保険の指定訪問介護事業者に指定を受けただけできるよう引き続き努力します。

(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

①「施設による日中介護サービス」【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービス、障がいのある子どもが通える施設、介助者が病気の場合など、誰もが安心して生活できるよう、日中の介護サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス実績（月間）】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
生活介護	5人分	16人分	35人分
療養介護	0人分	0人分	0人分
児童デイサービス	0人分	0人分	0人分
短期入所 (ショートステイ)	21人分	21人分	30人分

(平成20年度は見込み)

* 数値は一月当たり

【サービス見込量（月間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	38人分	54人分	72人分
療養介護	1人分	1人分	1人分
児童デイサービス	1人 5人日分	1人 5人日分	1人 5人日分
短期入所 (ショートステイ)	30人 360人日分	32人 416人日分	34人 442人日分

利用者数は実利用見込者数 児童デイサービス及び短期入所（ショートステイ）については見込入日分を追加

* 数値は一月当たり

【見込量の説明】

- ・生活介護について、平成23年度までに殆どの入所更生施設が生活介護に移行する予定です。施設入所者の内、生活介護の利用者になる者と、今後の利用見込み者を含めました。このため、第1期計画より人数が増加しました。
- ・療養介護は平成18年度から平成20年度まで実績がありませんでした。今後、事業者の開業が見込まれず、また、利用者も見込まれないため、第1期計画より人数が減少しました。
- ・児童デイサービスについては、第1期計画と変更がありません。
- ・短期入所（ショートステイ）について、身近なところに事業者が増えたため、利用日数は増加しました。しかしながら、新規の事業者の開業が見込めない状況があります。このため、第1期計画より利用者数は微増し、利用日数は増加しました。

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスを適切に把握するとともに、そのニーズに対応できるよう、事業者の把握に努めます。
- ・サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や事業の移行時期等の情報収集に努めます。
- ・事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

障がいのある人が生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供の場の確保に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練 （機能訓練）	対象：身体障害者 身体機能のリハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業者等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業者等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス実績（月間）】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
自立訓練 （機能訓練）	0人分	0人分	0人分
自立訓練 （生活訓練）	0人分	0人分	3人分

（平成20年度は見込み）

* 数値は一月当たり

【サービス見込量（月間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練 （機能訓練）	1人分	1人分	1人分
自立訓練 （生活訓練）	5人分	5人分	5人分

利用者数は実利用見込者数

* 数値は一月当たり

【見込量の説明】

- ・自立訓練（機能訓練）については、平成18年度から平成20年度まで実績がありませんでした。今後、事業者の開業が見込まれず、また、利用者も見込まれないため、第1期計画より人数が減少しました。
- ・自立訓練（生活訓練）については、第1期計画と変更がありません。

【見込量確保に向けての方策】

- ・専門的なサービスを提供をできる事業者は限られているため、サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や事業の移行時期等の情報収集に努めます。
- ・事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

③就労支援（就労移行支援・就労継続支援）【訓練等給付】

働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援を推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

【サービス実績（月間）】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
就労移行支援	0人分	1人分	34人分
就労継続支援 (A型)	0人分	0人分	0人分
就労継続支援 (B型)	0人分	8人分	19人分

(平成20年度は見込み)

* 数値は一月当たり

【サービス見込量（月間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	32人分	33人分	34人分
就労継続支援 (A型)	1人分	2人分	3人分
就労継続支援 (B型)	36人分	38人分	109人分

利用者数は実利用見込者数

* 数値は一月当たり

【見込量の説明】

- ・ 就労移行支援について、近隣の通所授産施設が平成20年度中に就労移行支援に移行し、通所者の殆どが就労移行支援の利用者となりました。今後の利用見込み者も含めたため、第1期計画より人数が増加しました。
- ・ 就労継続支援（A型）については、第1期計画と変更がありません。
- ・ 就労継続支援（B型）について、平成23年度までに市内の精神障害者共同作業所、作業所、訓練所、あるいは市外の通所授産施設、福祉作業所、就労センターなどが就労継続支援（B型）に移行する予定です。各施設やセンターなどの通所者も就労継続支援（B型）の利用者となるため、第1期計画より人数が増加しました。

【見込量確保に向けての方策】

- ・ 障がいのある人の就労先を確保するため、相談支援事業者、ハローワーク、公的機関、特例子会社などと連携を図り、就労に関する支援を進めていきます。
- ・ 「あきる野市地域自立支援協議会」の就労支援プロジェクトチームを中心にして、就労支援に関する事業が有効に実施されるよう努めます。
- ・ サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や事業の移行時期等の情報収集に努めます。

(3) 住まいの確保（居住系サービス）

① 居住支援（ケアホーム【介護給付】・グループホーム【訓練等給付】）

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活介護 （ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス実績（月間）】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
共同生活介護 （ケアホーム）	13人分	14人分	21人分
共同生活援助 （グループホーム）	11人分	12人分	14人分

（平成20年度は見込み）

数値は一月当たり

【サービス見込量（月間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活介護 （ケアホーム）	27人分	32人分	34人分
共同生活援助 （グループホーム）	14人分	15人分	15人分

利用者数は実利用見込者数

* 数値は一月当たり

【見込量の説明】

- ・共同生活介護（ケアホーム）について、今後、市内に共同生活介護（ケアホーム）の増設や開設が見込まれ、また、市内在住の方の利用も見込まれるため、第1期計画より人数が増加しました。
- ・共同生活援助（グループホーム）については、第1期計画と変更がありません。

【見込量確保に向けての方策】

- ・地域生活への移行を促すため、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の拡充に努めます。
- ・サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や事業の移行時期等の情報収集に努めます。

②施設入所支援【介護給付】

夜間において安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【サービス実績（月間）】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設入所支援	0人分	7人分	14人分

（平成20年度は見込み）

* 数値は一月当たり

【サービス見込量（月間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	17人分	33人分	49人分

利用者数は実利用者数

* 数値は一月当たり

【見込量の説明】

- 施設入所支援について、平成23年度までに殆どの入所更生施設が施設入所支援に移行する予定です。施設入所者の多くは施設入所支援の利用者になると思われませんが、共同生活介護（ケアホーム）などに入居する者も見込みました。このため、第1期計画より人数が減少しました。

【見込量確保に向けての方策】

- 施設を必要とする人に十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。

(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）

複数サービスを利用する方で、自ら利用に関する調整が困難な人に、サービス利用計画を作成します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
指定相談支援（サービス利用計画作成支援）	障害福祉サービスを利用し、自らサービス利用に関する調整が困難な人で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、サービス利用の調整やモニタリングを行うとともにサービス利用計画を作成します。

【サービス実績】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
指定相談支援（サービス利用計画作成支援）	0人分	0人分	0人分

（平成20年度は見込み）

* 数値は一月当たり

【サービス見込量】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定相談支援（サービス利用計画作成支援）	1人分	1人分	1人分

利用者数は実利用者数

* 数値は一月当たり

* 施設入所支援やグループホーム等の利用者は、サービス利用調整を利用施設等が調整を行うので対象とはなりません。

【見込量の説明】

- ・ 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）は平成18年度から平成20年度まで実績がありませんでした。今後も多数の利用者は見込まれないため、第1期計画より人数が減少しました。

【見込量確保に向けての方策】

- ・ 相談支援事業者と連携を図り、適切な利用計画が提供できるよう、相談支援体制の充実に努めます。

3 地域生活支援事業

(1) 相談支援

障がいのある人の持つ様々な相談ニーズに的確に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、障がいのある人が自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

【事業の実績（年間）】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
・相談支援機能強化事業	1か所	1か所	1か所
・住宅入居等支援事業	0か所	0か所	2か所
・成年後見制度利用支援事業	0か所	0か所	0か所
地域自立支援協議会	0か所	0か所	1か所

* 数値は一年当たり

【事業の見込み（年間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
・相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
・住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
・成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実施	実施	実施

* 数値は一年当たり

【実施に向けた考え方】

- ・市内には相談支援事業者が2か所あり、この内、1か所で相談支援機能強化事業を実施しています。また、住宅入居等支援事業は2か所で実施しています。
- ・平成20年度に設置した「あきる野市地域自立支援協議会」については、相談支援体制の中核をなすもので、今後も地域の課題や困難ケースなどの対応に向け、機能の充実を図っていきます。

(2) 日常的な活動への支援

障がいのある人の自立生活や社会参加を保障するためにも、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を確実に進めていきます。

① コミュニケーション支援

【事業の概要】

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

【事業量の実績（年間）】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
コミュニケーション支援事業	54人	13人	40人

利用者数は延べ利用者数（平成20年度は見込み）

* 数値は一年当たり

【事業量の見込み（年間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業			
・手話通訳者・要約筆記者派遣事業	5人	6人	7人
・手話通訳者設置事業	0人	0人	1人

利用者数は実利用見込者数

* 数値は一年当たり

【実施に向けた考え方】

- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業は引き続き実施します。手話通訳者設置事業は平成23年度に実施を見込みます。

②日常生活用具の給付

【事業の概要】

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

※参考「日常生活用具種目」

種類	種目
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練ベッド
②自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移乗支援用具、特殊便器、火災報知器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置
③在宅療養等支援用具	透析液加湿器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、体重計
④情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置、情報受信装置、人工喉頭、福祉電話、ファックス
⑤排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	住宅の小規模改修に伴う用具の購入費及び改修工事費

【事業量の実績(年間)】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日常生活用具給付等事業	157件	171件	162件

(平成20年度は見込み)

* 数値は一年当たり

【事業量の見込み(年間)】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①介護・訓練支援用具	5件	6件	7件
②自立生活支援用具	16件	16件	16件
③在宅療養等支援用具	5件	6件	7件
④情報・意志疎通支援用具	10件	11件	12件
⑤排泄管理支援用具	125件	127件	129件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	5件	5件	5件

* 数値は一年当たり

【実施に向けた考え方】

- ・ 日常生活用具給付等事業は、障がい者等の障がい特性に合わせ、また、利便性を考慮し、引き続き必要な用具の給付等を行います。

③移動支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、地域での自立生活及び社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【事業量の実績（年間）】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
移動支援事業	594人分 8,888時間	1,304人分 20,967時間	1,272人分 19,524時間

利用者数は延べ利用者数（平成20年度は見込み）

* 数値は一年当たり

【事業量の見込み（年間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	110人分 20,020時間	113人分 20,566時間	115人分 20,930時間

利用者数は実利用見込者数

* 数値は一年当たり

【実施に向けた考え方】

- ・ニーズに対して、サービスが適切に提供されるよう、事業者へはヘルパーの確保・養成を促します。
- ・サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。
- ・障害者自立支援法の指定を受けていない介護保険の指定訪問介護事業者に指定を受けただけのよう引き続き努力します。

(3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

自立生活の支援や生活の質の向上という観点からは、社会との接点を持つことがとても重要です。雇用・就労の困難な人でも様々な活動の場が得られるよう、地域の社会資源の有効活用を考えていきます。

【事業の概要】

事業名	内容
地域活動支援センター	<p><基礎的事業> 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）を設けます。</p> <p>Ⅰ型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施</p> <p>Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施</p> <p>Ⅲ型：地域の障がい者のための援護対策</p>

【事業の実績（年間）】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域活動支援センター 基礎的事業	1か所	1か所	1か所
地域活動支援センター 機能強化事業（計）	1か所	1か所	1か所
Ⅰ型	1か所	1か所	1か所
Ⅱ型	0か所	0か所	0か所
Ⅲ型	0か所	0か所	0か所

* 数値は一年当たり

【事業の見込み（年間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター 基礎的事業	2か所 97人	2か所 100人	2か所 105人

利用者数は実利用見込者数

* 数値は一年当たり

【実施に向けた考え方】

- ・地域活動支援センターは、平成18年度から実施しているⅠ型に加え、平成21年度からはⅢ型が実施されます。

(4) その他の事業（任意事業）

市で実施してきた地域生活を支える各種事業のうち、以下の事業を地域生活支援事業に位置付けて実施します。

【事業の概要】

事業名	内容
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護することができない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進、奉仕員養成研修及び自動車運転免許取得・改造助成事業など、障がいのある人の社会参加を促進する事業を行います。

【事業の実績（年間）】

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日中一時支援事業	4か所 11人分	3か所 11人分	2か所 7人分
訪問入浴サービス事業	0か所	0か所	0か所
更生訓練費給付事業	23人分	23人分	23人分
知的障害者職親委託制度	1人分	1人分	1人分
社会参加促進事業			
・自動車運転教習費用助成事業	1人分	0人分	1人分
・自動車改造費助成事業	3人分	1人分	2人分

（平成20年度は見込み）

* 数値は一年当たり

【事業の見込み（年間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	3か所 9人分	3か所 9人分	3か所 9人分
更生訓練費給付事業	23人分	23人分	23人分
社会参加促進事業			
・奉仕員養成研修事業	0人	20人	20人

・自動車運転教習費用助成事業	1人分	1人分	1人分
・自動車改造費助成事業	2人分	2人分	3人分

* 数値は一年当たり
利用者数は実利用見込者数

【実施に向けた考え方】

- ・日中一時支援事業、更生訓練費給付事業、社会参加促進事業（自動車運転教習費用助成事業・自動車改造費助成事業）については、障がい者等のニーズに応じ、また、障がい者の社会復帰、あるいは社会参加と自立更生を目的として、第1期計画に引き続き実施します。また、奉仕員養成研修事業は平成22年度から実施を見込みます。

4 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

（1）適正な障害程度区分認定及び支給決定の実施

適正な障害程度区分認定及び支給決定の実施を図るため、認定調査の際に対象者の日頃の状態を把握している家族や施設職員等から聞き取りを十分行うことに努めるとともに、認定審査会においては情報提供や意見交換を活発に行います。

また、障害程度区分認定や支給決定について不服がある場合には、東京都障害者介護給付費等不服審査会に審査請求することができることの周知を図ります。

（2）専門的な人材及び障害福祉従事者の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保に努めます。

また、特に訪問系サービス提供事業者及びその従事者が、ニーズに対し不足しているため、介護保険制度における訪問介護事業者に障がい福祉に関する研修を通して、取組みを促します。

（3）確実な情報提供

障害者自立支援法の施行による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、ホームページなどを活用しつつ、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

（4）施設整備の方針

各種施設整備に関しては、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。周辺市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

（5）サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

また、利用者自らがサービスを選択して契約するという、利用者にとっては主体性が発揮できる仕組みである反面、うまくサービスを申し込めない人もでてくるのが想定されます。そのようなことがないよう、社会福祉協議会や地域の民生・児童委員、町内会・自治会、特別支援学校等が後方支援し、すべての人が公平にサービスを利用できる体制づくりに努めます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進のために

(1) 障がい者のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障がいのある人もない人も、ともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障害についての正しい理解を更に深めていく必要があります。

社会福祉協議会等とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

また、地方自治法施行令の改正により、地方公共団体が障害者支援施設などから役務の提供を受ける契約が随意契約に追加されたことを踏まえ、あきる野市においても福祉施設の受注機会の拡大に努めます。

(2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく、広く住民にも期待される役割があり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て設置された「あきる野市地域自立支援協議会」での多様な意見・提言に基づき、市の障がい福祉に関する支援体制の確立や、市内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

また、障がい者福祉施策に関する法や制度の見直しなど、国や都レベルの課題については、近隣市町との連携のもと、積極的に提言や要望を行っていくとともに、障がい福祉に関する予算の確保について、機会を捉えて国や都に引き続き要望していきます。

(3) 計画の点検・管理体制

障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、「あきる野市地域自立支援協議会」において、計画の進捗状況について調査・把握をし、計画の着実な推進に努めます。

資料編

あきる野市地域自立支援協議会

1 あきる野市地域自立支援協議会の設立までの経緯

- 平成19年10月29日「第1回あきる野市地域自立支援協議会準備会」を相談支援事業者2カ所、あきる野市社会福祉協議会、あきる野市障がい者支援課で発足
- 平成19年11月19日「第2回あきる野市地域自立支援協議会準備会」を開催、あきる野市地域自立支援協議会（案）について協議
- 平成20年1月9日「第3回あきる野市地域自立支援協議会準備会」を開催、あきる野市地域自立支援協議会（案）について協議
- 平成20年2月15日「第4回あきる野市地域自立支援協議会準備会」を開催、あきる野市地域自立支援協議会（案）について協議
- 平成20年2月22日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の障害福祉専門官を招き、「障害者自立支援法と地域自立支援協議会の役割について」と題する説明会を開催
- 平成20年4月1日あきる野市地域自立支援協議会設置要綱及びあきる野市地域自立支援協議会運営要領が施行
- 平成20年5月12日あきる野市地域自立支援協議会全体会委員へ委嘱及び任命状を交付し、「第1回あきる野市地域自立支援協議会全体会」を開催

2 あきる野市地域自立支援協議会設立要綱及びあきる野市地域自立支援協議会運営要領

(1) あきる野市地域自立支援協議会設置要綱

あきる野市地域自立支援協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、地域の課題を整理しながら障害福祉に関する方策を協議する場として、あきる野市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保並びに事業評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 障害福祉計画の進行管理、評価等に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員18人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者等
- (3) 保健医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 障害者当事者団体及び家族団体の代表者
- (6) 民生・児童委員の代表者
- (7) あきる野市社会福祉協議会の代表者
- (8) 市職員

2 協議会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

3 協議会及び部会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、あきる野市障害者地域自立生活支援センターに置く。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(2) あきる野市地域自立支援協議会運営要領

あきる野市地域自立支援協議会運営要領

第1 趣旨

あきる野市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、あきる野市地域自立支援協議会設置要綱(平成20年あきる野市通達第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 委員の委嘱等

委員は、市長が委嘱又は任命する。

第3 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 役員

1 協議会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

第5 役員の仕事

1 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 協議会の会議

1 協議会は、必要の都度開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

第7 部会等

1 協議会の下に運営会議、専門部会及びプロジェクトチームを設けることができる。

2 運営会議は、幹事会とし、協議会を構成する団体から選出し、おおむね毎月開催する。

3 専門部会は、サービス事業所ごとに組織するなど定例的に行うものとし、おおむね隔月に開催する。

4 プロジェクトチームは、必要に応じて分野別に設け、随時、開催する。

第8 秘密保持義務

協議会及び部会等の構成員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第9 その他

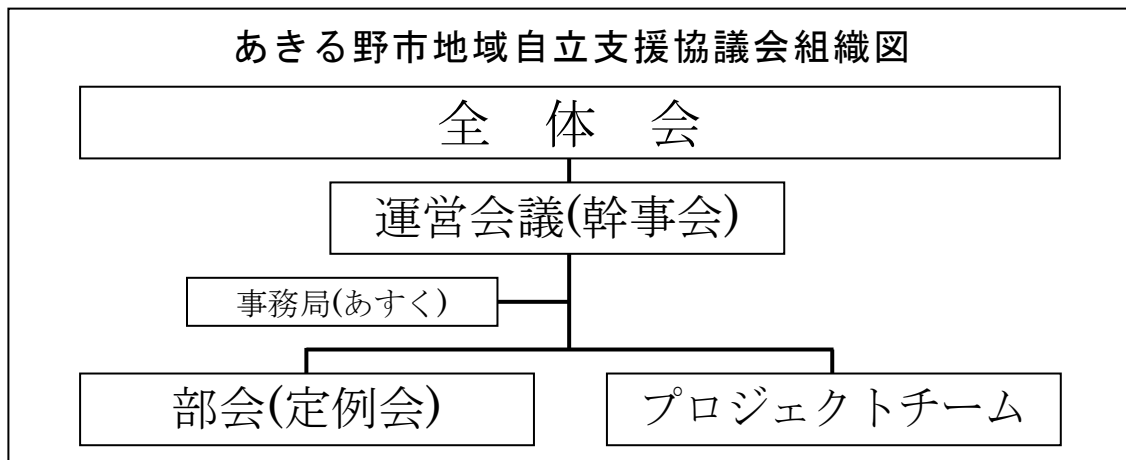
この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

3 あきる野市地域自立支援協議会の構成



【全体会構成メンバー】

	氏名	所属機関名	委員種別
①	藤間 英之	あきる野市障がい者地域自立生活支援センターあすく	指定相談支援事業者
②	加藤 暁子	生活支援センターフィレ	
③	山野 真一	おむすびネット(訪問系サービス事業所)	指定障害福祉サービス事業者等
④	宮沢 春好	金木星の郷(日中活動・入所系サービス事業所)	
⑤	河添 聿	わたぼうし(居住系サービス事業所)	
⑥	西村 祐子	西多摩療育支援センター	保健・医療関係者
⑦	根本 雅子	秋川病院	
⑧	大野 順子	東京都西多摩保健所	教育関係者
⑨	田畑 實	都立あきる野学園	
⑩	川崎 佳子	あきる野市教育相談所	
⑪	村野 等	あきる野市障害者団体連絡協議会	障害者当事者団体及び家族団体の代表者
⑫	大井 哲子	かりんの会(障害児者の親の会・家族会)	
⑬	乙訓 章男	あきる野市身体障害者福祉協会(当事者団体)	
⑭	清水 君江	あきる野市民生児童委員協議会	民生委員・児童委員の代表者
⑮	栗原 一夫	あきる野市社会福祉協議会地域福祉推進課長	あきる野市社会福祉協議会の代表者
⑯	近藤 郡次	あきる野市健康福祉部長	あきる野市職員

【運営会議構成メンバー】

	機関名
①	あきる野市障がい者地域自立生活支援センターあすく
②	生活支援センターフィレ
③	あきる野市社会福祉協議会
④	あきる野市障がい者支援課
⑤	協議会運営に当たって必要な組織・人員

【関係機関一覧表】

No.	種 別	機 関 名	No.
①	指定相談支援事業者	あきる野市障がい者地域自立生活支援センターあすく	1
		生活支援センターフィレ	2
②	訪問系サービス事業所	おむすびネット／げんごろう	3
		社協ケアセンター	4
		悠優ヘルパーセンター	5
		ひまわり	6
		西部ケアサービス	7
		ニチイケアセンターあきる野	8
		ホームケアステーションさくら	9
		介護サービスセンター南聖園	10
		ふわり／ほのか第2	11
		③	日中活動・入所系サービス事業所
五日市希望の家	13		
ひばり訓練所	14		
ワークスタジオかがわ	15		
あきる野福祉工房	16		
もえぎ	17		
わらべ	18		
生活支援センターフィレ	19		
秋川虹の家	20		
金木星の郷	21		
楽	22		
④	居住系サービス事業所		
		未来	24
		ケアホームはな花	25
		わたぼうし	26
		第1あさひ寮	27
		第2あさひ寮	28
		元気よ	29
		ケアホーム金木星の郷	30
		いずみ	31
		グループホームあきる野	32
⑤	障害児者の親の会・家族会	ひばりの会	33
		トマトの会	34
		五日市障害児者と親の会	35
		あきる野able	36
		かりんの会	37
		ぼぷら	38
		パラソル	39
		ゆいまーる。	40
		西多摩虹の会	41
⑥	当事者団体	青年学級すまいる	42
		身体障害者福祉協会	43
		盲人協会あきる野支部	44
		あきる野市ふくろう会	45
⑦	子ども支援機関	子ども家庭支援センター	46
		保健相談所	47
		都立あきる野学園相談支援室	48
⑧	教育機関	教育相談所（秋川）	49

		教育相談所（五日市）	50
		都立あきる野学園	51
		市立一の谷小学校	52
		市立五日市小学校	53
		市立草花小学校	54
		市立小宮小学校	55
		市立多西小学校	56
		市立戸倉小学校	57
		市立西秋留小学校	58
		市立東秋留小学校	59
		市立前田小学校	60
		市立増戸小学校	61
		市立南秋留小学校	62
		市立屋城小学校	63
		私立菅生学園初等学校	64
		市立秋多中学校	65
		市立五日市中学校	66
		市立西中学校	67
		市立東中学校	68
		市立増戸中学校	69
		市立御堂中学校	70
		私立東海大学菅生中学校	71
		都立秋留台高等学校	72
		都立五日市高等学校	73
		私立東海大学菅生高等学校	74
⑨	医療機関	西多摩療育支援センター（上代継診療所）	75
		あきる台病院	76
		秋川病院	77
		公立阿伎留医療センター	78
		訪問看護ステーションあきる台ケアサービス	79
		草花クリニック訪問看護ステーション	80
		訪問看護ステーションさくら	81
⑩	企業	富士通株式会社	82
		㈱みらい人	83
		太田製作所	84
⑪	関係機関	あきる野市社会福祉協議会	85
		あきる野市民生児童委員協議会	86
		あきる野市障害者団体連絡協議会	87
		東京都西多摩保健所	88
		青梅公共職業安定所	89
		あきる野市障がい者支援課	90

【プロジェクトチームメンバー】

● 就労支援プロジェクトチーム

	機関名
①	あきる野市障がい者地域自立生活支援センターあすく
②	生活支援センターフィレ
③	あきる野市
④	太田製作所
⑤	みらい人
⑥	都立あきる野学園
⑦	プロジェクトを進めるにあたって必要な組織・人員
⑧	参加を希望する組織・人員

● 発達障害者支援プロジェクトチーム

	機関名
①	あきる野市障がい者地域自立生活支援センターあすく
②	生活支援センターフィレ
③	あきる野市
④	都立あきる野学園
⑤	プロジェクトを進めるにあたって必要な組織・人員
⑥	参加を希望する組織・人員

4 あきる野市地域自立支援協議会の活動状況

※ゴシックはあきる野市障害福祉計画の協議等

- ・ あきる野市地域自立支援協議会第1回全体会
日 時：平成20年5月12日（月）午後2時～4時
会 場：あきる野市役所505会議室
内 容：委嘱書及び任命書の交付
あきる野市地域自立支援協議会設置要綱及びあきる野市地域自立支援協議会運営要領について
会長・副会長選出
あきる野市地域自立支援協議会事業計画について 他
参加者：20名（あきる野市長、委員16名、事務局3名）

- ・ あきる野市地域自立支援協議会研修会
日 時：平成20年6月24日（火）午後1時30分～3時30分
会 場：秋川ふれあいセンター・ふれあいホール
内 容：講演「地域自立支援協議会の役割とその可能性」
講 師：福岡 寿氏（北信圏域障害者生活支援センター所長）
参加者：109名（一般98名・関係者11名）

- ・ 第1回「就労支援プロジェクト」
日 時：平成20年6月26日（木）午後1時30分～3時00分
会 場：秋川健康会館1階会議室
内 容：ハローワーク青梅専門援助部門から西多摩地域における障がい者雇用の現状報告
ハローワークへの質疑応答
参加者で意見交換 他
参加者：27名（ハローワーク2名・一般18名・プロジェクトメンバー7名）

- ・ 第1回「日中活動・入所系サービス事業所部会」
日 時：平成20年6月26日（木）午後3時～4時30分
会 場：秋川健康会館1階相談室
内 容：第33回社会保障審議会障害者部会について
あきる野市障害福祉計画関連箇所の説明
参加者で意見交換 他
参加者：13名（部会メンバー9名・運営会議4名）

- ・ 第1回「訪問系サービス事業所部会」
日 時：平成20年6月27日（金）午前10時～午後12時
会 場：秋川健康会館1階会議室
内 容：第33回社会保障審議会障害者部会について
あきる野市障害福祉計画関連箇所の説明
参加者で意見交換 他
参加者：16名（部会メンバー11名・運営会議5名）

- ・ 第1回「居住系サービス事業所部会」
 日時：平成20年7月3日（木）午前10時～午後12時
 会場：秋川健康会館1階会議室
 内容：第33回社会保障審議会障害者部会について
 あきる野市障害福祉計画関連箇所の説明
 各機関の消防設備及び避難訓練の実施等について
 参加者で意見交換 他
 参加者：14名（部会メンバー11名・運営会議3名）
- ・ 第1回「発達障害者支援プロジェクト」
 日時：平成20年7月10日（木）午後1時30分～3時30分
 会場：秋川健康会館1階会議室
 内容：当事者と語る
 今後の方向性について 他
 参加者：15名（一般11名・プロジェクトメンバー4名）
- ・ 第1回「障がい児者の親の会・家族会部会」
 日時：平成20年7月17日（木）午前10時～午後12時
 会場：秋川健康会館1階会議室
 内容：第33回社会保障審議会障害者部会について
 あきる野市障害福祉計画関連箇所の説明
 参加者で意見交換 他
 参加者：37名（部会メンバー32名・一般2名・運営会議3名）
- ・ 第1回「当事者団体部会」
 日時：平成20年7月31日（木）午前10時～午後12時
 会場：秋川健康会館1階会議室
 内容：第33回社会保障審議会障害者部会について
 あきる野市障害福祉計画関連箇所の説明
 参加者で意見交換 他
 参加者：11名（部会メンバー7名・運営会議4名）
- ・ 第2回「就労支援プロジェクト」
 日時：平成20年9月4日（木）午前10時～午後12時
 会場：秋川健康会館1階会議室
 内容：あきる野市における障がい者雇用の現状と課題／各機関より報告
 ○障がい者地域自立生活支援センターあすく
 ○生活支援センターフィレ
 ○太田製作所
 ○都立あきる野学園
 参加者で意見交換 他
 参加者：28名（ハローワーク2名・一般19名・プロジェクトメンバー7名）

- ・ 第2回「居住系サービス事業所部会」
 日 時：平成20年9月16日（火）午前10時～午後12時
 会 場：秋川健康会館1階会議室
 内 容：あきる野市障害福祉計画の見直し（ヒアリング）について
 参加者で意見交換 他
 参加者：12名（部会メンバー8名・運営会議4名）
- ・ 第2回「訪問系サービス事業所部会」
 日 時：平成20年9月17日（水）午前10時～午後12時
 会 場：秋川健康会館1階会議室
 内 容：介護保険と障害福祉サービスとの併用について
 あきる野市障害福祉計画の見直し（ヒアリング）について
 参加者で意見交換 他
 参加者：9名（部会メンバー6名・運営会議3名）
- ・ 第2回「日中活動・入所系サービス事業所部会」
 日 時：平成20年9月18日（木）午後1時30分～3時30分
 会 場：秋川健康会館1階相談室
 内 容：あきる野市障害福祉計画の見直し（ヒアリング）について
 参加者で意見交換 他
 参加者：10名（部会メンバー6名・運営会議4名）
- ・ 第2回「当事者団体部会」
 日 時：平成20年9月25日（木）午前10時～午後12時
 会 場：秋川健康会館1階会議室
 内 容：あきる野市障害福祉計画の見直し（ヒアリング）について
 参加者で意見交換 他
 参加者：9名（部会メンバー5名・運営会議4名）
- ・ 第2回「障がい児者の親の会・家族会部会」
 日 時：平成20年9月26日（金）午前10時～午後12時
 会 場：秋川健康会館1階ロビー
 内 容：あきる野市障害福祉計画の見直し（ヒアリング）について
 参加者で意見交換 他
 参加者：24名（部会メンバー20名・一般1名・運営会議3名）
- ・ 第2回「発達障害者支援プロジェクト」
 日 時：平成20年10月14日（火）午前10時～午後12時
 会 場：秋川ふれあいセンター寿の間
 内 容：事例検討
 参加者で意見交換 他
 参加者：10名（一般5名・プロジェクトメンバー5名）

- ・ あきる野市地域自立支援協議会第2回全体会
 日 時：平成20年10月20日（月）午前10時～午後12時
 会 場：あきる野市中央公民館第7研修室
 内 容：指定相談支援事業者平成19年度事業報告等
 ○障がい者地域自立生活支援センターあすく
 ○生活支援センターフィレ
 各部会・プロジェクトチームの活動報告
 あきる野市障害福祉計画の見直しについて 他
 参加者：15名（委員12名、事務局3名）

- ・ 第3回「日中活動・入所系サービス事業所部会」
 日 時：平成20年11月17日（月）午後1時30分～3時30分
 会 場：秋川健康会館1階会議室
 内 容：**あきる野市障害福祉計画の見直し（ヒアリング）について**
 各年度における見込み量およびその確保について
 ～指定障害福祉サービスの見込み資料説明～
 参加者で意見交換 他
 参加者：8名（部会メンバー6名・運営会議2名）

- ・ 第3回「訪問系サービス事業所部会」
 日 時：平成20年11月20日（木）午前10時～午後12時
 会 場：秋川健康会館1階会議室
 内 容：**あきる野市障害福祉計画の見直し（ヒアリング）について**
 各年度における見込み量およびその確保について
 ～指定障害福祉サービスの見込み資料説明～
 参加者で意見交換 他
 参加者：4名（部会メンバー2名・運営会議2名）

- ・ 第3回「就労支援プロジェクト」
 日 時：平成20年12月9日（火）午前10時～午後12時
 会 場：秋川健康会館1階会議室
 内 容：障がい者雇用について～経営コンサルタントの立場から～／(株)みらい人・田中邦穂氏
 事例報告／ハローワーク青梅・皆川晴子氏(障害者就労支援コーディネーター)
 参加者で意見交換 他
 参加者：19名（ハローワーク2名・一般10名・プロジェクトメンバー7名）

- ・ 第3回「発達障害者支援プロジェクト」
 日 時：平成20年12月12日（金）午前10時～午後12時
 会 場：秋川健康会館1階ロビー
 内 容：あきる野学園相談支援室から報告
 参加者で意見交換 他
 参加者：13名（一般6名・プロジェクトメンバー7名）

- ・ 第3回「居住系サービス事業所部会」
 日時：平成20年12月16日（火）午前10時～午後12時
 会場：秋川健康会館1階会議室
 内容：各機関の消防設備及び避難訓練の実施等について
 あきる野市障害福祉計画の見直し（ヒアリング）について
 各年度における見込み量およびその確保について
 ～指定障害福祉サービスの見込み資料説明～
 参加者で意見交換 他
 参加者：11名（部会メンバー6名・運営会議5名）
- ・ 第3回「当事者団体部会」
 日時：平成20年12月18日（木）午前10時～午後12時
 会場：秋川健康会館1階相談室
 内容：あきる野市障害福祉計画の見直し（ヒアリング）について
 各年度における見込み量およびその確保について
 ～指定障害福祉サービスの見込み資料説明～
 参加者で意見交換 他
 参加者：7名（部会メンバー4名・運営会議3名）
- ・ 第3回「障がい児者の親の会・家族会部会」
 日時：平成20年12月19日（金）午前10時～午後12時
 会場：秋川健康会館1階ロビー
 内容：あきる野市障害福祉計画の見直し（ヒアリング）について
 各年度における見込み量およびその確保について
 ～指定障害福祉サービスの見込み資料説明～
 参加者で意見交換 他
 参加者：23名（部会メンバー19名・運営会議4名）
- ・ 第4回「日中活動・入所系サービス事業所部会」
 日時：平成21年1月19日（月）午後1時30分～3時30分
 会場：秋川健康会館1階会議室
 内容：あきる野市障害福祉計画素案の検討について
 来年度事業計画について
 参加者で意見交換 他
 参加者：9名（部会メンバー4名・運営会議3名・一般2名）
- ・ 第4回「訪問系サービス事業所部会」
 日時：平成21年1月22日（木）午前10時～午後12時
 会場：秋川健康会館1階会議室
 内容：あきる野市障害福祉計画素案の検討について
 来年度事業計画について
 参加者で意見交換 他

参加者：7名（部会メンバー5名・運営会議2名）

・ 第4回「障がい児者の親の会・家族会部会」

日時：平成21年2月2日（月）午前10時～午後12時

会場：秋川健康会館1階ロビー

内容：**あきる野市障害福祉計画素案の検討について**

来年度事業計画について

参加者で意見交換 他

参加者：18名（部会メンバー15名・運営会議3名）

・ 第4回「居住系サービス事業所部会」

日時：平成21年2月5日（木）午前10時～午後12時

会場：秋川健康会館1階会議室

内容：**あきる野市障害福祉計画素案の検討について**

来年度事業計画について

参加者で意見交換 他

参加者：10名（部会メンバー6名・運営会議3名・一般1名）

・ 第4回「当事者団体部会」

日時：平成21年2月5日（木）午後1時30分～3時30分

会場：秋川健康会館1階会議室

内容：**あきる野市障害福祉計画素案の検討について**

来年度事業計画について

参加者で意見交換 他

参加者：8名（部会メンバー4名・運営会議3名・一般1名）

・ 第4回「就労支援プロジェクト」

日時：平成21年2月9日（月）午前10時～午後12時

会場：秋川健康会館1階ロビー

内容：就労支援の実際と東京ジョブコーチ／練馬区立貫井福祉園・西村周治氏

来年度の事業計画について

参加者で意見交換 他

参加者：24名（ハローワーク2名・一般16名・プロジェクトメンバー6名）

・ 第4回「発達障害者支援プロジェクト」

日時：平成21年2月10日（火）午前10時～午後12時

会場：秋川健康会館1階会議室

内容：あきる野学園から事例報告

来年度の事業計画について

参加者で意見交換 他

参加者：16名（一般8名・プロジェクトメンバー8名）

- ・ あきる野市地域自立支援協議会第3回全体会
日 時：平成21年2月25日（水）午後1時30分～3時30分
会 場：あきる野市中央公民館第7研修室
内 容：平成20年度あきる野市地域自立支援協議会実施報告について
あきる野市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）の報告及び承認について
（※あきる野市障害福祉計画が承認される）
平成21年度あきる野市地域自立支援協議会事業計画（案）について 他
参加者：17名（委員14名、事務局3名）

- ・ 緊急「日中活動・入所系サービス事業所部会」
日 時：平成21年3月3日（火）午後4時30分～6時
会 場：秋川健康会館1階会議室
内 容：作業量確保についての情報交換と対策について
参加者で意見交換 他
参加者：10名（部会メンバー7名・運営会議3名）

5 あきる野市地域自立支援協議会の各専門部会・プロジェクトチームからの意見・要望

(1) 当事者部会・親の会家族会部会からの意見・要望

《就学前について》

- ・ 未就学の障がい児を持つ親の行き場所、相談場所がない
- ・ 子供が小さいときに障害告知を受けた際、そこからの家族を含めた継続的な支援が必要
- ・ 3歳で発作がある子供を持つが、通園先があきる野市にはないので他市の通園施設を利用したい

《在学中について》

- ・ 放課後や夏休みの過ごし方に困難を抱えている
- ・ 学童保育への送迎の手段がない
- ・ 放課後の預かりなど、小学校4年以降も学童で受け入れてもらいたい
- ・ 親子で宿泊体験ができる場所が欲しい
- ・ 小学校3年生以下の移動支援の時間数が少ない

《卒業後について》

- ・ 卒業後の住む場所、働く場所に漠然とした不安がある
- ・ 重度の心身障がい児と障がい者が、卒業後に通う先があるのか不安がある
- ・ 親が高齢になっている障がい者への家族支援が欲しい
- ・ 女性が入れるグループホームが少ない
- ・ 精神障がい者の滞在型グループホームが欲しい
- ・ 障がい者の通所先の選択肢が少ない
- ・ 五日市地区に障がい者の通所先を増設して欲しい

《その他》

- ・ 在宅生活のセーフティネットが欲しい
- ・ 医療的ケアへの対応可能なヘルパーを派遣して欲しい
- ・ 震災時の防災カードを作って欲しい
- ・ ヘルパー一人で複数見られる体制作りをして欲しい
- ・ 24時間緊急一時預かり所を開設して欲しい
- ・ 精神障がい者の引きこもりへの対処が必要
- ・ 毎年、申請に係る診断書等の手間と費用の煩わしさがあるので改善して欲しい
- ・ 各種の申請手続きが分かりにくい
- ・ 本人や家族がグループで集まることができる場所が欲しい
- ・ 相談先がよく分からない、総合相談センターのようなものはできないか
- ・ 公営住宅の障がい者入居と公的保証人制度を確立して欲しい
- ・ ヘルパーの質を上げて欲しい
- ・ 家庭の状況を考慮した家族単位のケアが必要である

- ・ 制度やサービスの変更をした際、周知の手段を考えて欲しい
- ・ 消費者被害にあったときの相談先が欲しい
- ・ 当事者団体に若い会員を如何に増やしていくかが問題になっている
- ・ 福祉用具の品目が変わった際の周知方法はどうなっているのか
- ・ あきる野市の広報に、障がい者支援課の枠を設けることはできないか
- ・ 視覚障がいの方が町内会活動に参加したくても不自由さがある
- ・ 市の担当職員が異動して変わった際には周知して欲しい
- ・ 制度やサービスの説明の回数を増やして欲しい
- ・ 市の窓口到手話通訳者を配置して欲しい
- ・ 視覚障がいの方が市に書類申請に行う際の代筆サービスが欲しい
- ・ 障がい者用駐車スペースに健常者が車を止めてしまうので何とかして欲しい
- ・ 団体に所属していない人たちに情報を提供するため、市で把握している障がい者福祉に関する情報が欲しい
- ・ 年金や手当を一方向的に要求せず、障がい者でも働ける人は働くといった気構えが必要ではないかと、会員には常々言っている
- ・ 引きこもりの人の支援、家族も引きこもりなのでどうしたらいいか
- ・ 女性のショートステイの利用が難しい

《第2期障害福祉計画について》

- ・ 療養介護と生活介護の違いがよくわからない
- ・ 制度から漏れた障がい者への対応はどうなるのか
- ・ 手話通訳者の派遣だけでなく、視覚障がい者のための代筆支援をして欲しい
- ・ 障がい者が、担当課宛に要望を出すにはどのような手続きをしたらよいか
- ・ 障害福祉計画に就労支援センターは盛り込まないのか
- ・ グループホームとケアホームの数を今後の動向も含めて教えて欲しい
- ・ 精神障がい者もショートステイの利用はできるのか
- ・ ショートステイが利用できる施設はどれだけあるのか
- ・ 障害福祉計画の内容と予算との関係はどのようなになっているのか
- ・ 報酬単価が低いので、事業者には人材が集まらない
- ・ 事業者が合同でヘルパー説明会を開いて人材を確保したらどうか
- ・ 障害福祉計画にある日常生活用具の中の自立生活支援用具にはどのようなものがあるのか
- ・ 資料を見やすくして欲しい
- ・ ヘルパーの人数が増えればいいものでもない、ヘルパーの質も上げて欲しい
- ・ ショートステイを希望してもなかなか利用できない状況がある
- ・ 親が急病になった時にいつでも預かってもらえる場所が欲しい
- ・ 市が行っている緊急一時保護の時間を伸ばしてもらいたい
- ・ グループホームやケアホームをもっと増やしてもらいたい
- ・ 子供に合った施設を選べるようにして欲しい
- ・ 子供達が集まることができる場所として、保健センター、地域交流センター、保健相談所等の活用を考えて欲しい
- ・ 防災時の対応、非難できて安心して過ごせる場所を確保して欲しい
- ・ ボランティアが集まらない
- ・ 秋留台高校の福祉クラスともっと連携できないか
- ・ 社会福祉協議会が行っている夏！体験ボランティア後のフォローと特別支援学校が連

携してボランティアを増やして欲しい

- 緊急一時保護を1日5時間の上限ではなく、1ヶ月25時間の上限に変えてもらいたい
- 生活介護の中で医療的ケアをしてもらいたい
- 介護と医療の狭間で問題を感じている

（２）訪問系・日中活動入所系・居住系部会からの意見・要望

《制度面について》

- ・ 家事援助や移動支援の身体介護なしの報酬単価が低すぎる
- ・ 重度訪問介護の早朝深夜でのサービス提供でも報酬が低い
- ・ 利用者が65歳になった際、介護保険へ切り替える時に内容や規制、サービス料金が違う
- ・ 障害程度区分について、自治体やワーカーによって異なり、判定の基準が分からない
- ・ 移動支援と居宅介護の線引きが分からない
- ・ サービス支給量の上限があるので、積み重ねができない
- ・ 上限管理の煩雑さと手間がかかり事務量が增大している
- ・ 応益負担について理解が得られていない
- ・ サービス提供事業者が撤退したり、数が少ないので、新規事業者の参入を働きかけて欲しい
- ・ 介護保険と報酬単価を統一して欲しい
- ・ 就労支援は、特別支援学校との連携体制が必要である
- ・ 就労支援事業で利用者が一般就労すると欠員が生じ、事業面で支障が出てしまう
- ・ 五日市地区で資源が不足している
- ・ 新法へ移行することで収入が減る
- ・ 身体障がい児と身体障がい者の施設が少ない
- ・ 知的障がいや精神障がいの方に対し、現行の障害程度区分でどこまで判定できるか疑問である
- ・ 応益負担で利用料がかかり、滞納する方が出ている
- ・ 入所施設に入った方の家族はやっと入れたと思っているので、地域移行の話をしても乗ってこない
- ・ 医療的ケアが必要な方が入れるケアホームがない
- ・ 保証人がいない障がい者のアパート探しは困難になっている
- ・ 施設は、一般就労を挫折した方が入ってくる受け皿と捉えている
- ・ 障害程度区分に関して、主治医の意見書の比重が大きいと言うが、医師によっても理解は様々であると感じる
- ・ 地域移行を目指し、グループホームの新設を進めているが、地域の反対を受けているので困難である
- ・ 障がい者が公営住宅へなかなか入れないため、一人暮らしの障がい者が民間のアパート等に入居する際、家賃補助をして欲しい
- ・ グループホームを出て一人暮らしをしているOBたちへの支援が必要である
- ・ 障がい者が就労に挫折した時、地域の受け皿が必要となる
- ・ 施設利用者が高齢化し、医療機関にかかった際に障がい者の減免が使えないことから、このような時に対する医療費助成を考えて欲しい
- ・ 問題行動がある障がい者の対応について困難を感じている
- ・ 施設を利用する障がい者が高齢化していて医療的ケアが必要になってきている

《人材確保について》

- ・ 人材の確保が難しく、事業者ヘルパーが集まらない
- ・ 障がい者（児）に派遣されるヘルパーのサービスの質をどう確保するかが課題である
- ・ 長時間の移動支援へはどう対応したらよいか、8時間を超えたときに割り増しや休憩を

どう確保するかが問題である

- ・ 目的を持って移動支援を利用する障がい者のために講座などの開催が必要である
- ・ 市が行っている緊急一時保護事業の介護人制度登録者を事業者に登録することで人材確保ができないか
- ・ 少ない職員体制で事業を行うため、職員に負担がかかっている実態がある
- ・ 在宅支援を支えるヘルパーに対して、発達障がいや精神障がいのある方に関する研修が必要である
- ・ 医療的ケアが必要な方を在宅で支援するために療護施設で研修をさせて欲しい
- ・ 移動支援の支給量がもう少し増えれば社会参加の機会が増える

《サービスの質と量について》

- ・ 小学校3年以下の移動支援が月5時間では少ない
- ・ 移動支援で遊べる外出先が少ない
- ・ サービス調整を行うケアマネージャーのような専門職の配置が欲しい
- ・ 預かりのニーズに対して日中一時支援を使用すべきである
- ・ 移動支援にグループ対応が必要である
- ・ 移動支援の身体介護ありと、なしの基準がよく分からない
- ・ 精神疾患を持つ方の居宅支援には配慮が必要である
- ・ 発達障がいの方には、社会体験のため、もっとサービスの利用を勧めた方がよい
- ・ 精神障がいの方へのケアマネジメント支援が必要となる
- ・ 地域の社会資源が少ないと感じる
- ・ 医療的ケアを必要とする方の支援をどう進めるかが課題である
- ・ 施設を利用する重度の障がい者の一般就労は困難がある
- ・ 障がい者の作業量に対し、施設が支払える工賃が低い
- ・ 就労継続支援事業者の作業量を確保することが困難である
- ・ 施設を利用する障がい者が高齢化し作業が進まない
- ・ 施設を利用する障がい者に対し日中活動を充実させたい
- ・ 福祉的就労施設には仕事がない
- ・ 生活の支援も含めた就労支援が必要である
- ・ 企業から下請けで仕事を確保しても納期に追われ、施設を利用する障がい者だけではなく、職員も作業を手伝わないと納期に間に合わない現状がある
- ・ 地域の商工会と各作業所をつなぐような仕組みが必要である
- ・ 相談支援事業をより周知して欲しい
- ・ 緊急の事態になっても障がいや家族からの申し出がないと支援していく手段がない
- ・ 障がい者によっては、グループホームより施設が向いている障がい者もいる
- ・ 病院から退院しても病院が遠くて医療とのつながりが持ちにくい
- ・ 本人はグループホームを出て一人暮らしをしたいと希望しても親が反対している
- ・ 施設入所者が地域へ移行する際、親の反対に遭い、なかなか移行できない
- ・ 日中活動の場が本人に合っているとは限らないが、社会資源が少ないので選択肢がない
- ・ 障がいを隠して就労していると、健常者と同様に扱われ仕事量が増えていく
- ・ 一般就労している障がい者へ、ジョブコーチの支援がもっと欲しい
- ・ あきる野市には障がい者の働く場が少ない
- ・ 市役所とふれあいセンターの中にある喫茶店を障がい者の働く場にして欲しい
- ・ グループホームやケアホームに入居した後、行政、相談支援事業者のフォローがない
- ・ 企業の側で障がい者を受け入れるための理解が不足している

- ・ 福祉的就労から一般就労へ移行することに対して困難が伴う
- ・ 就労している障がい者が、親以外の相談先の確保をすることが必要である
- ・ 働くことだけでなく、住まいや余暇の充実も図ること

《相談支援について》

- ・ 利用者から直接相談を受けることがある、相談支援事業があまり知られていないのではないか
- ・ 顔の見える関係がないと、なかなか相談に結びつかない
- ・ 相談支援事業のPRと、利用者に近い形で地域包括支援センター並みの相談支援機関が配置できないか
- ・ 相談支援でも問題を解決することが難しいこともあると理解して欲しい
- ・ アスペルガー症候群の人の支援を相談支援につなぎたい
- ・ 市民からグループホームやケアホームに入れなにかとの相談を受ける
- ・ 相談支援事業者と連携してケースの支援を行っている
- ・ 何か問題があれば事業者内で解決することが多い

《他の事業者やボランティア団体とのつながりについて》

- ・ 自分達で出来る範囲のことをしているので、ボランティアとの関係は薄い
- ・ ボランティアを受け入れる際、事故等が起きた場合責任問題が発生するので、慎重になる
- ・ 一人の利用者に複数の機関が関わることもあるので、支援会議を開催していきたい
- ・ 傾聴ボランティアがいると良いのではないか
- ・ 日中活動場所と関わりを持って支援している
- ・ 時々ボランティアを受け入れている
- ・ 職員がボランティアとして余暇支援を行っている
- ・ グループホームやケアホームは生活の場なので、不定期のボランティアの受け入れは難しい
- ・ ケアホームのバックアップ施設として入所施設と連携し、ケアホームの入居者に対応している

《不足している社会資源について》

- ・ ふれあいセンターのような公的な場所の休日の開放と、プログラム活動をして欲しい
- ・ 利便性を考えて、五日市庁舎や保健相談所の活用ができないか
- ・ 五日市方面に社会資源が少ない
- ・ 介護保険と障害福祉サービスの狭間にいる障がい者への支援や社会資源がない
- ・ ケアホームの利用者は本体の入所施設の日中活動に参加している、もっと社会資源があれば良い
- ・ あきる野学園の卒業生が年々増えていく中で、地域に通える場所が少ない
- ・ 公営住宅を障がい者が利用しやすいようにして欲しい
- ・ 家賃補助を出して欲しい
- ・ 移動支援の量が少ないので利用者の社会参加が十分にできない、移動支援の量を増やして欲しい
- ・ 移動支援のグループ支援を認めて欲しい

《障害者自立支援法について》

- ・ 理念は良いが、制度そのものが現実についていけない

- ・ 自己負担と日中活動に問題がある
- ・ 就労のサービスが増えても、あきる野市と日の出町には障がい者の働くところが少ない
- ・ 日中活動場所が固定している身体障がいがある人の行く先がない
- ・ 制度についてサービスを利用する障がい者や家族が充分理解していただけない
- ・ 会や団体に入っていない人への情報周知の方法に問題がある
- ・ 報酬単価が少なすぎる
- ・ 事業者側の制度への理解も曖昧、事業者に対し制度やサービスに関する説明会を開催したらどうか
- ・ 重度訪問介護の使い勝手が悪い
- ・ 廃案にして欲しい
- ・ グループホームやケアホームに日割り計算を持ち込まれたら運営ができなくなる
- ・ 報酬単価が低い、ケアホームだけでは赤字である
- ・ どういう形であれ、やっていくしかない
- ・ グループホームの入居者への施設借り上げ費を出さない自治体が出てきた場合、あきる野市として考慮して欲しい
- ・ どの事業者も不安や不満で大混乱している
- ・ 職員のやる気を維持するのに四苦八苦している、事業者の体力がどこまで持つのか不安である
- ・ 報酬単価が低く、世話人の生活が成り立たない、10年、20年と先を見ると運営できなくなる

《第2期障害福祉計画について》

- ・ ヘルパーの利用希望に対して事業者側にも対応の限界がある
- ・ 成人の移動支援の時間を、月25時間から月20時間に減らして、その分を子どもの夏休み時のサービス時間に増やすことはできないか
- ・ ヘルパーの数の問題と質の問題がある
- ・ ヘルパーを固定して派遣することが難しい
- ・ 就労移行支援は有期限か、就労できなかったらその後どうなるのか
- ・ 就労継続支援A型の事業者は近隣にあるのか
- ・ 地域活動支援センターの事業に係る要綱のようなものはあるのか
- ・ あきる野学園の卒業生の進路などを計画に盛り込んでいないのでは
- ・ 今後、西多摩療育支援センターはどのような事業体系に移行していくのか

(3) 就労支援・発達障害者支援プロジェクトチームからの意見・要望

《就労支援について》

- ・ ハローワークは、就職した障がい者の定着者と離職者を把握しているのか
- ・ 会社側の障がい者の受け入れに対するの理解が足りない原因は何か把握する必要がある
- ・ 就職した障がい者の職場定着のフォローアップは、ハローワークだけでは充足できない。地域の支援機関の関わりが必要である
- ・ 通所施設の利用者の中には、過去に一般就労をしていたが諸事情により退職している障がい者もあり、一般就労をしたがらない障がい者もいる
- ・ 保護者の中には、障がい者の一般就労に否定的な人もいる
- ・ 特別支援学校の卒業生のフォローは、卒業生が増えていく一方なので、対応に限界がある。生徒が在学時から地域の支援機関と連携体制を取っていきたいと考えている
- ・ 障がいのある人を会社で雇ってもらう際、雇う側、企業側の視点というものが福祉機関には足りない
- ・ 企業の特例子会社がこの地域に欲しい
- ・ あきる野市に障がい者がもっと働く場があるといい
- ・ 通所施設もあきる野市に少なく、選択する余地がない
- ・ 障がい者が就労にチャレンジして失敗した時に、受け入れ先が地域にあることが必要である
- ・ 職場での問題は対人関係の問題が多いと思う
- ・ 障がい者が働くサービス業の職種だと店長が頻繁に変わることもあって、家庭と職場の距離が離れていってしまうことがある
- ・ 自分の障がいのある子が働く職場に対して、親がどのように関わればいいのか分からない
- ・ ハローワークの支援体制の詳細が知りたい
- ・ 障がい者が離職する時の理由はどんなものがあるのか教えて欲しい
- ・ 精神疾患があって在宅で引きこもっている人を働かせるというのは難しい
- ・ 会社と障がい者の家庭を結ぶジョブコーチなどのマンパワーが欲しい
- ・ 障がい者がいろいろな事を体験しながら自分に合う仕事を探す仕組みがあれば良い
- ・ 就労継続支援B型の事業は一般就労を挫折した方の受け皿にもなっている
- ・ 障がい者の親は、子どもが会社でいつ何が起きるのヒヤヒヤしながら家から送り出しているのが本音である
- ・ 就労支援センターを開設してもらいたい
- ・ 職場適応援助者の1号2号の違いを教えて欲しい
- ・ 企業内でジョブコーチを育成するような仕組みはあるのか
- ・ 精神障がいのある方が働く時に、障がいを会社に明らかにするかどうかの判断が難しい
- ・ 障がい者が会社で働く時、その会社内のキーパーソンを見つけることが重要である
- ・ 本人の障がい特性を会社に伝えて、理解してもらうことが大事である
- ・ 精神疾患がある人の中には、長い時間、長い期間仕事を続けるのが難しい人もいる事を認識すること
- ・ 精神障がい者の雇用率算定の基準をもっと下げてもらいたい
- ・ 国連の障害者権利条約を日本も早く批准し、合理的配慮をしてもらいたい
- ・ 障がい者が短時間でも就労できる仕組みがあるといい

- ・ 人間関係の調整も含めたジョブコーチ支援を期待したい
- ・ 就労する際、障がい者本人のプロフィールをきちんと書面でまとめ、会社に適切な情報を伝えることが重要である
- ・ 企業に障がいがある人も十分に働けることを示すための訓練の場が必要である
- ・ ハローワークと地域の支援機関が役割分担をしながら支援体制を整え、定着支援をしていけるといいのではないか
- ・ 働いている障がい者にも、どのような相談機関があるか知らせていくことが必要である
- ・ 支援側のネットワークを作って、複数の機関で連携を取りながら障がい者を支えることが大事である
- ・ 地域にある企業にアンケートをとり、障がい者を雇う条件のようなものを把握していくことができると、支援方針が立てやすくなるのではないか
- ・ 障がいという偏ったイメージが先行し、理解が進まない現実があるのではないか
- ・ 就労にチャレンジする際の企業実習で、障がい者に実習手当金のようなものが支給できる仕組みがあるといい
- ・ 就労準備訓練として行っている授産作業の量がこの不景気で減ってきている現状がある
- ・ 東京ジョブコーチについて、申込方法、研修内容、支援対象者等について教えて欲しい
- ・ 就労支援を実際行っている人から、事例を通して困っていること、目指している事等の話を聞きたい

《発達障害者支援について》

- ・ 主治医が適性検査の結果を障がい者本人にどう伝えるものなのか知りたい
- ・ 職業センターの職業評価を障がい者本人にどうフィードバックさせるのか知りたい
- ・ 本人の発達障がいの理解が家族にない場合、どのように支援をしていくのかが問題である
- ・ 発達障がいの人にも、支援者が寄り添いながら継続的に関わる支援が必要である
- ・ 良い成功体験をすることで、障がい者本人が変わるきっかけになるのではないか
- ・ 障がい者本人だけでなく家族の支援も必要である
- ・ 家族の理解があれば、障がい者本人の重荷も減るのではないか
- ・ 就学前の発達障がいの子たちへの支援に課題がある
- ・ 障がい者が成人になった時に就労だけでなく、生活も含めた支援が必要である
- ・ 複数の機関で障がい者本人を支える体制が必要である
- ・ 障がい者本人が継続的に支援を受けるためにも、あきる野学園が保管する資料の引き継ぎをするなど、市として対応を考えてもらいたい
- ・ 特別支援学校への入学時と卒業時に継続した支援が必要なのではないか
- ・ 就学前の発達障がいの子の支援を市でやってもらいたい
- ・ 障がいのある人達が気軽に立ち寄れるたまり場のような場所があり、悩みを打ち明けられる相手がいるということが必要ではないか
- ・ 障がいのある人が成人になっても、集団の付き合い方、大人の付き合い方が学べるような場所が欲しい
- ・ 障がいが軽度の方は地域で生活している人が多くなっているが、その反面、例えば、消費者被害などの危険も多い現状を理解して欲しい
- ・ 障がい者本人の情報を支援シートやUSBで管理し、それぞれのライフステージで活用するような取り組みができないか
- ・ 消費者被害に遭う可能性もあるので、地域に権利擁護機関が必要である

- ・ 障がいのある人達が学ぶのに、ロールプレイは良い気づきの手段として有効ではないか
- ・ 障がいのある人達に、相談ができる場があることを教えていくことが大事である
- ・ 障がい者は、犯罪にまきこまれることも、犯罪を犯す可能性があることも理解して欲しい
- ・ 就学前にきちんとしたソーシャルスキルを身につけると、就学してから伸びが違う
- ・ 自分の子どもの障がいを認められない親もいるが、親が気づいた時に親の気持ちを受け止める手段が必要である
- ・ 障がいがあるかないか、判断がつかなくて、問題が生じる場合がある
- ・ 引きこもりや不登校の子ども達に学校の先生がどこまで対応してくれるのかが問題である
- ・ 就学前のお子さん達への支援活動をどんどん広報、啓発して、そういう活動に参加するのがあたり前という雰囲気を作っていくことが必要である
- ・ 障がいがあることが不幸ではなく、ちょっと支援が必要だという感覚が持てるような社会の雰囲気が必要である
- ・ 本人達が自分で障がいを隠したいと思っている場合もある事を理解して欲しい
- ・ 障がいのある子ども達で集まれる場所が欲しい
- ・ 特別支援学校の先生と親御さんが一緒に考えるというアプローチの仕方が大事である
- ・ 成人期でもソーシャルスキルが身につけられるような関わりや手段が必要ではないか
- ・ 就学前の集団の関わりが持てる場が欲しい
- ・ 療育手帳の判定の仕方について教えて欲しい
- ・ 職業的重度という考えがよく分からない
- ・ 障がい者本人が働く会社内にキーマンとなる人が複数必要である
- ・ 企業は利益をあげなくては行けないという現実を障がい者本人にどこまで理解させるかが問題である
- ・ 本人が障がいに気づいておらず、周りの理解も得られていない場合は支援を始めるきっかけをつくるのが難しい
- ・ 授産施設でも個別指導計画を作ってもらいたい
- ・ 特別支援学校在学時から卒後の支援機関との関わりを持つ必要性がある
- ・ 電話一本で関係者が集まれる体制をこの地域にも作っていくことが必要ではないか
- ・ 社会全体の景気が悪く、障がい者が働ける場所があるのか不安である
- ・ 仕事だけではなく、障がいのある方の土日の過ごし方も重要である
- ・ 障がい者本人の長所を活かすことができないで、短所が本人の能力の足を引っ張ってしまう現実がある
- ・ 企業で働く際、障がいのある方の個性や特性を活かした適材適所への配置が大事ではないか

(4) 今後の方向性

以上の意見・要望を、ライフステージと制度面での課題として整理をし、各専門部会、各プロジェクトチームを通じて、解決へ向け協働して取り組んでいく。

あきる野市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）

平成21年3月

編集・発行／あきる野市 健康福祉部 障がい者支援課

〒197-0814

あきる野市二宮350

TEL 042-558-1111（代表）

再生紙を使用しています。